

第百七十六回
国 会

参議院外交防衛委員会會議録第五号

平成二十二年十一月二十五日(木曜日)

午後三時五十一分開会

委員の異動

十一月四日

辞任

風間 直樹君
石川 博崇君

補欠選任

徳永 久志君
山口那津男君

十一月二十五日

辞任

北澤 俊美君
島尻安伊子君
山本 一太君
山口那津男君

補欠選任

平山 誠君
石井 浩郎君
磯崎 仁彦君
竹谷とし子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

佐藤 公治君

委員

石井 一君
大野 元裕君
徳永 久志君
平山 誠君
広田 一君
舟山 康江君
石井 浩郎君
磯崎 仁彦君
猪口 邦子君
宇都 隆史君
浜田 和幸君
竹谷とし子君
小熊 慎司君

国務大臣

防衛大臣

北澤 俊美君

内閣官房副長官

福山 哲郎君

副大臣

防衛副大臣

安住 淳君

大臣政務官

総務大臣政務官

内山 晃君

総務大臣政務官

外務大臣政務官

逢坂 誠二君

文部科学大臣政務官

国土交通大臣政務官

徳永 久志君

防衛大臣政務官

常任委員会専門員

笠 浩史君

事務局側

防衛大臣政務官

津川 洋吾君

政府参考人

内閣法制局長官

堀田 光明君

人事院事務総局職員福祉局長

警察庁長官官房長

梶田信一郎君

防衛大臣官房長

古屋 浩明君

米田 壯君

金澤 博範君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○外交、防衛等に関する調査(派遣委員の報告)

○委員長(佐藤公治君)

ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日までに、風間直樹君、石川博崇君、山本一太君、北澤俊美君及び島尻安伊子君が委員を辞任され、その補欠として徳永久志君、竹谷とし子君、磯崎仁彦君、平山誠君及び石井浩郎君が選任されました。

○委員長(佐藤公治君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、政府参考人として内閣法制局長官梶田信一郎君外三名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(佐藤公治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤公治君) 防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。北澤防衛大臣。

○国務大臣(北澤俊美君) ただいま議題となりました防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、この度提出された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に準じて防衛省職員の給与について所要の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、一般職の職員の例に準じて、自衛隊教官及び自衛官の俸給月額を改定することとしております。

第二に、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生等に対する期末手当について、支給月数を年間〇・一五月分引き下げることにしております。

第三に、一般職の職員の例に準じて、当分の間、五十五歳を超える職員のうち行政職俸給表(六級以上)に相当する職員の俸給月額等を減額して支給することとしております。

そのほか、一般職の職員と同様に、十二月期における期末手当の特例措置として、本年四月以降の官民較差解消のための減額調整を行うこととしております。

なお、事務官等の俸給月額の改定並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数の引下げについては、一般職の職員の給与に関する法律の改正によっても行われることとなります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(佐藤公治君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○佐藤正久君 自由民主党の佐藤正久です。

今回の自衛官の給与を約〇・一五%下げる今回の法案に自民党は反対です。その法案審議に入る前に、言論封殺とも取れる防衛事務次官通達について質問をいたします。

明日の予算委員会においても集中審議が本件についてなされる予定ですが、自由民主党は、この通達は隊員の行動の結果、自衛隊が憲法違反を行う可能性がある大きな問題と認識し、本日、参議院の自民党内に言論弾圧通達検討プロジェクトチームを立ち上げました。今国会及び通

常国会においても、予算委員会、外交防衛委員会、法務委員会等で厳しく取り上げ、撤回を求めていく方針です。

○佐藤正久君 大臣が予算委員会で調査、報告を約束しました、夏の入間納涼祭における松崎議員と基地隊員とのトラブル、また入間航空祭時及び翌日の松崎議員と入間基地司令とのやり取り、調査は終わりましたか。

○国務大臣(北澤俊美君) 隊員の調査は完了いたしましたけれども、松崎議員については党の方へ要請をしております、まだその報告はいただいております。

○佐藤正久君 民主党が嫌がっているんでしょうか。もうこれ大分たつていますよね。もうすぐ一週間近くになります。大臣の方からも民主党の方に働きかけをやっていただきたい。いつまでも隠すような問題ではないと思いますよ。大臣は防衛大臣ですから、別に松崎議員をかばう必要はないと思いますので、積極的に党の方に働きかけていただきたいと思います。

また、当該調査報告の当委員会への報告を求めたいと思います。防衛大臣、よろしいですか。

○国務大臣(北澤俊美君) 隠すとか何とかというふうにおっしゃっておりますが、そんな気持ちは毛頭ありません。

ただ、党の方にお願いをして、つい先ごろ党の職員からでありますけれども中間報告がございまして、中身ではありませんが、現在聴取をしております、もう少しお待ちをいただきたいと、こういう報告がございました。

○佐藤正久君 本件にかかわる調査報告を当委員会への報告を求めたいと思います。

○委員長(佐藤公治君) ただいまの件につきましては、後刻理事会においてその取扱いを協議したいと存じます。

○佐藤正久君 十一月三日、これは祝日ですけれども、入間航友会長の発言を受けて大臣が何らかの対応を取ると決めたのはいつごろでしょうか。

○国務大臣(北澤俊美君) 十一月三日に開催されたわけでありまして、四日に文書課長から報告を受けてこれについての対応を指示したわけであり

ます。

○佐藤正久君 大臣が文書課長から報告を受けたのは四日のいつごろでしょうか。

○国務大臣(北澤俊美君) 多分昼前後だったように記憶しております。

○佐藤正久君 それでは、防衛省の官房長、十一月三日の入間航友会長の発言内容あるいは松崎議員から入間基地司令が呼び付けられているということ、空幕等の方から報告を受けたのはいつごろでしょうか。

○政府参考人(金澤博範君) 私が報告を受けたのは文書課長からでございます、それは十一月四日の午前中でございます。

○佐藤正久君 十一月四日、松崎議員から呼び付けられて、入間の司令は任務を中断して永田町の方に行きました。防衛大臣、大臣の方から司令の方に行く必要はない、しっかり任務を続けていけ、ということの指示はなかったんでしょうか。

○国務大臣(北澤俊美君) その元の呼び付けられておるとか何とかということとは私は承知しておりませんでした。

○佐藤正久君 ということは、大臣は入間の航友会長の発言が問題となる可能性があるということ、報告を受けただけで、その後文書課長と司令が松崎議員のところに行くということ、これは四日の時点では知らなかったということですか。

○国務大臣(北澤俊美君) それは承知をしておりますが、そもそも松崎議員が基地の中でトラブルがあったとか何とかという話は、私は最初航空ショーのときにあったのかとばかり思っておったんです。そうしたら、何か納涼祭のときにあったということで、その時点で松崎議員がトラブルを起したのとこちらの発言についての防衛省の対応とは全く別でありますので、私がもう最初はちよつとその辺を混同しておりましたけれども、その事案は二つは別であります。

○佐藤正久君 ちよつと大臣、認識違うと思えますよ。実際、現場の方で、航友会長の発言の後、松崎議員が司令の方に詰め寄っていると言われていると。次の日、四日の日に来いと言われたのは、そのやっぱ航友会長の発言の影響もゼロ

ではないと。これは大臣、認識が違うと思えます。

これについてはまた議論をしたいと思えますけれども、それでは官房長、官房長はなぜ、じゃ入間の司令が松崎議員のところに行くことを止めようとは四日の時点でしなかったんでしょうか。

○政府参考人(金澤博範君) その前の日に入間の基地で航友会の会長さんが非常に言ってみれば過激な御発言をされたということで、その出来事というのは入間基地の中で起こったことですから御説明なりに行くんだらうと思つて、特段止めなきゃいけないというふうには思いませんでした。

○佐藤正久君 これは、通常の対応はそうなんですか。司令というのはいろんな仕事がありまして。議員から呼ばれたら、その仕事を中断して行きますか。通常は内局の官僚の方が説明に行くんじゃないんでしょうか。官房長、お願いします。

○政府参考人(金澤博範君) 内局の担当者が行くのが通例でございますけれども、そのときも文書課長が同行しております。

○佐藤正久君 官房長、質問に答えていません。文書課長が行くんですではなく、なぜ基地司令がわざわざ任務を中断して行く。官房長はもう長いわけですから、これは普通じゃないと思つたら行く必要はないと言ふのが普通じゃないですか。違いますか。

○政府参考人(金澤博範君) 松崎先生は入間基地と御縁の深い方なので、入間基地司令としても、松崎先生が仮に御不快に思われたとすれば、御説明なりをしなきゃいけないだろうと思つたんだらうと、そういうふうな推測いたしました。

○佐藤正久君 これが防衛省の判断ということですね。基地にゆかりのある議員から言われたらそこに行くんですか。これはちよつとおかしいと思えますよ。でも、これを前例とすることになつてしまつたら大問題だと思えますよ。普通であればこれは内局の人が対応すればいいだけの話だと思えます。

防衛大臣、じゃ、松崎議員から入間の司令は何を言われたんでしょうか。

○国務大臣(北澤俊美君) 松崎議員の会館の部屋

へ行つたときのやり取りでありますか。

基地司令からは、会長あいさつに関する件をおわびをしたということでありまして。文書課長からは、政務三役の指示を説明し、議員は了解をいたしました、こういうことであります。

○佐藤正久君 これは納涼祭のことじゃないじゃないですか。先ほどの大臣の答弁と全く違いますよ。今二つとも航空祭のことじゃないですか。先ほど大臣は納涼祭とここで言われましたけれども、違うじゃないですか。

これについてはまた後ほどやりますけれども、これは結局、参加者のだから抗議もなかったわけですよ、航友会長の発言に対して。ただ唯一、民主党松崎議員から、祝賀会当日、航友会長の民主党批判の発言を受けて、翌日来いと言われて、それで謝罪をした。今大臣が言われたとおりですよ。多分これが今回のこの通達の出発点なんです。やはりこの調査結果に基づいて審議をすべきだと思います。

改めて、この調査結果の委員会への報告と、入間航友会長、民主党松崎議員の当委員会に対する参考人招致と本件に関する集中審議を求めます。

○委員長(佐藤公治君) ただいまの件につきましては、後刻理事会においてその取扱いを協議したいと存じます。

○佐藤正久君 大臣、それではお伺いします。仮に航友会長がこういう発言をしたとします。歴史的な政権交代が起きた、厳しい状況ながらも菅内閣は北澤防衛大臣を始めしっかりと日本のかじ取りをやっている、支援をお願いしますと言つたら、これは問題ですか。

○国務大臣(北澤俊美君) いずれにいたしましても、自衛隊の基地の中で特定の政治的立場の方あるいは内閣について、応援することも、これを排除しようとする発言することも政治的中立性を逸脱するという誤解を招くおそれがあると、こういうふうな理解しております。

○佐藤正久君 では、民主党頑張れと言うことも駄目だということだというふうな答弁だと思えます。それは民主党の方にも徹底していただきたいと思えますけれども。

それでは、内閣法制局長官、通達に対する法制局の見解を求めたいと思います。

長官、防衛大臣は二十二日の予算委員会、入間航友会長の発言は自衛隊法として政令に抵触すると答弁されております、議事録にも載っておりますけれども、これは同じ認識でしょうか。

○政府参考人(梶田信一郎君) 具体的な運用につきましては、それぞれ防衛省の権限、責任において行われるものであるということで、私どもとしては、個別の実際の通達なり運用につきまして具体的な事実関係について承知する立場ではございませんし、お答えすることは大変困難でございます。

お尋ねの趣旨、今回の通達の一一般論、一般的な効力などについての考え方はどうかというふうな趣旨のお尋ねですか。

○佐藤正久君 違いますよ。質問を聞いてください。

もう一回聞きます。防衛大臣は、二十二日の予算委員会、入間航友会長の発言は自衛隊法として政令に抵触すると答弁されました。内閣法制局は、この資料一にあるとおり防衛省と連名でしっかりと通達についての評価をしているんですよ。だから、聞いています。絶対逃げることは許されませんか。お願いします。

○委員長(佐藤公治君) 梶田長官、マイクを近づけるか大きい声でよろしくお願いいたします。

○政府参考人(梶田信一郎君) 済みません。お答えします。

ただいまのその防衛大臣の答弁、ちよつと私も詳細に存じておりませんが、自衛隊法なり自衛隊法施行令の政治的行為の制限の規定についてのお尋ねだろうと思いますが、これはあくまで隊員に対して服務規律を規定したものでございまして、一般の民間人を直接規律するものではないというふうに理解しております。

○佐藤正久君 そうなんです。だから、防衛大臣のこの予算委員会の答弁は多分舌足らずか誤解だと思えますよ。だって、入間の航友会長の発言が法に触れると言ったんです。これは、法はあくまでも隊員ですから、主対象が。

そして、また法制局長官にもう一度確認します。資料一を見てください。この二項め、通達の趣旨、目的、これいろいろ述べています。これも内閣法制局として、この通達の趣旨、目的、これも責任を持つという認識でよろしいですね。もうしっかりと上に法制局と書いてあるから、そういう認識でよろしいですね。それとも二項については内閣法制局は責任を持たないと。どちらでしょう。

○政府参考人(梶田信一郎君) お答えします。

この通達の発出及びその運用につきましては、防衛省の権限と責任において行われたものであるということでございますので、私どもの所掌するところではございません。したがって、御指摘がございました本ペーパーの第二項の趣旨、目的の部分がございしますが、これは通達を発出したしました防衛省、その考え方を記載したものでございます。

○佐藤正久君 だったら、ここに法制局で書くんだしたら二項は削除すべきじゃないですか。要は、法制局は二項については責任持たないと言っているんですよ。今の答弁は、にもかかわらず、両方でクレジットを出している。この紙は独り歩きしているんですよ。しっかりと予算委員会の方に出了たペーパーですよ。だったら、この二項については削除するか連名を取るか、法制局長官、しっかりと答えください。

○政府参考人(梶田信一郎君) お答えします。

このペーパーでございますが、経緯、改めて御説明したいと思いますが、参議院の予算委員会の審議におきまして丸川委員から御質問がございました。その中で求めがありましたので、このペーパーを提出したわけでございます。それで、この通達のもそもその発出、運用につきましては、これは防衛省の権限と責任において行われるということで、法制局といたしましてはこの通達を法律的な観点から検討をいたしました。

いずれにしましても、このペーパーというのは国会の政府側の答弁を補足するというところでございします。その通達に係る問題を所管しております防衛省だけではなくて、本ペーパーの作成に

関与した法制局の名前も加えまして、連名で政府における責任の所在を明らかにしたという趣旨で連名でさせていただきます。

○佐藤正久君 もう言っていることがめちゃくちゃですよ。要は、二項については責任持たないと、先ほど言われたように。これは防衛省の所掌だと言っているだけなんです。これについてはまた通常国会でもやらせてもらいたいと思いますけれども、じゃ、長官、続いて確認します。

これは、通達は自衛隊に対するものです。通達の目的が憲法に合致していたとしても、通達に基づく隊員の行為が適切でない場合、違憲、違法の問題を生ずることはありませんか。

○政府参考人(梶田信一郎君) 通達の運用につきましては、防衛省の責任と権限におきまして行われるということでございます。したがって、法制局といたしまして個別の通達の運用につきまして具体的な事実関係は承知する立場ではございませんので、具体的な運用に関するお尋ねについてお答えすることは困難でございますが、あくまで一般論ということでお答えをしたいと思います。

そもそも通達と申しますのは、国家行政組織法の十四条二項によりまして、各省大臣等がその機関の所掌事務につきまして命令又は示達をするために所掌の諸機関及び職員に対して発するものでありまして、一般の国民の行為を規律するものではない法的拘束力を有しないというものでございします。その運用につきましても、こういう通達の趣旨、目的の範囲内で行われるべきものであるということでございます。その範囲を超えて国民の権利や自由を制限、制約するようなことがあつてはならないというふうなことを考えております。

○佐藤正久君 明確な答弁をありがとうございます。要は、通達の結果、隊員の行為が結果として一般の民間人の権利を侵すという場合は憲法違反に当たる可能性があるということですね。

もう一回確認します。通達の行為が結果として、これ一般論ですよ、通達の行為が結果として国民の権利を侵すということがあれば、それは憲法違反の問題が生ずる。私が法制局からいただいた

ているペーパーにも明確に書いていますけれども、イエスカノーかで答えてください。お願いします。

○政府参考人(梶田信一郎君) お答えします。

この通達は、防衛省の責任と権限におきまして行われるということ、先ほど答弁したとおりでございます。

その運用がこの通達の趣旨、目的の範囲内で行われるというものであります。国民の権利を制約するものではなくて憲法上の問題を生ずることではないというふうな考えられますが、一般論として、仮にその通達を受けて行う自衛隊員の行為がこの通達の趣旨、目的の範囲を逸脱しまして国民の権利を侵害するようなことがあれば、その行為につきまして違憲、違法の問題が生ずることはあり得るというふうな考えです。

○佐藤正久君 この通達は、隊員に部外の人に対する確認行為やあるいは調整行為を求めているものです。今長官からあつたように結果としてそういうことが起きる可能性がある。

じゃ、長官、一般論として伺います。部外行事に公務員が招かれ、自衛隊員じゃありません。部外行事に公務員が招かれて紹介を受ける可能性がある場合、当該公務員が民間人の主権者や来賓のあいさつを事前に確認し、政治的発言を控えるよう要請することは憲法上問題ございませんか。

○政府参考人(梶田信一郎君) お答えします。

今のお尋ね、今回の通達の運用における個別の事実を想定したものだということだと思います。私どもは、先ほど申し上げましたように、個別の通達の運用に係る事実関係というものを承知する立場でもございませんので、個別の事案につきましても法令の当てはめについてお答えをするということは困難であると考えております。

その上で、一般論ということでお答えしたいと思います。先ほどもお答えをいたしましたように、この通達の趣旨、目的の範囲内で適切に行われるということであれば、国民の権利を制約することではなく、憲法上の問題を生ずることではないというふうな考えをしておりますが、仮に一般論として、その通達を受けて行う自衛隊員の行為が通達

の趣旨、目的の範囲を逸脱いたしましたして国民の権利を侵害するということになれば、その行為につきましては違憲、違法の問題があり得るというふうに考えております。

○佐藤正久君 今日時間は時間がないから止めませんけれども、絶対止まりますよ。答えていませ

私、自衛隊員なんか言っていないですよ。公務員が部外行事に招かれて紹介を受ける可能性がある場合、当該公務員が民間人の主権者や来賓のあいさつを事前に確認し政治的発言を控えるよう要請する、これは問題ありませんかと言っている。

それは、政治的中立性は自衛隊だけじゃないんですよ。警察、海上保安庁、ほかの公務員も全部そうですよ。仙谷官房長官に言わせれば、海上保安庁も警察も暴力装置かもしれないよ、実力集団ですから、彼に言わせれば。

じゃ、国交副大臣、警察庁官房長、防衛省と同じ公務員の政治的中立性を確保するための通達を出す考えはございませんか。

○大臣政務官(津川祥吾君) お答えをいたします。

先ほど委員から質問通告をいただきましたが、私の方から過去こういったものが出たかどうか確認をさせていただきますが、海上保安庁といったしましては、防衛省が今回発出したような事務次官通達と同様の通達は出していないという報告をいただいております。

また、これまでそのような通達を出すことに必要となる事象が生じていないと、そのように認識をしておりますので、ございます。

○政府参考人(米田壯君) 現在、警察庁におきましては、警察施設内で行われる行事あるいは警察職員の部外行事への参加の際の政治的中立性の確保につきまして、一般的な形では通達は警察庁からは発出しておりません。

これで現在のところ特段の問題を生じておりませんので、今後とも特に事情の変更がない限りは特段、措置はとる予定はございません。

○佐藤正久君 地方公務員も中立性が大事です。自治労の問題もありました。公務員たる教員もそ

うです。教職員組合の問題もありました。総務副大臣、文科副大臣、防衛省と同じような通達を出す考えはございますか。

○大臣政務官(遠坂誠二君) 地方公務員に関しては、御案内のとおり地方公務員法三十六条で政治的な活動の例外的な規制がされているわけですが、総務省として、地方団体にそういうものを出して、地方公務員の任命権者ではございませんので、そういう通達を出す立場にはないというふうに理解をいたしております。

○大臣政務官(笠浩史君) 委員も御存じのとおり、教育公務員については、教育公務員特例法第十八条第一項で国家公務員の例によるとされておられ、国家公務員と同様の政治的な行為の制限が課せられております。また、公職選挙法によつて、公務員がその地位を利用して選挙運動をすること等が禁止されており、さらに公務員かどうかを問わず教員は教育上の地位を利用して選挙運動をすることができないとされております。こうした制限は、教育公務員若しくは教員としての立場から制限されているものであり、学校内外で取扱いが異なるものではございません。

教育公務員の服務規律の徹底については、まずは各教育委員会において厳正に対処すべきものでございますけれども、文部科学省においても必要に応じてしっかりと指導をしていくということとで、そうした通達を出す考えはございません。

○佐藤正久君 どこも出す考えはないんですよ。それだけの今までの法とあるいは施行令でもう書いてあるんですよ。

官房副長官、じゃ、なぜ防衛省・自衛隊だけなんですか。官房として、政治的中立性はほかの公務員も同じです。特に警察や海上保安庁、これは官房長官の発言によると、同じ実力の武装集団ですよ、今までの答弁どおり。官房として、ほかの省庁に同じような通達を出す考えは今ありませんか。簡潔にお願いします。

○内閣官房副長官(福山哲郎君) 佐藤委員もよく御案内のように、自衛隊は全国に駐屯地があり、そこで本営に毎週行事等をやっており、そこに一般市民も参加をしております。だからこそ、政治

的中立が誤解を招くようなことはいけないということで、今回防衛大臣が通達を出されたことは承知をしております。

ですから、今回海上保安庁その他警察庁に対して通達を出す、我々今このところ考えはありませ

○佐藤正久君 これは、公務員みんな同じなんですよ。海上保安庁だっていろんなイベントをやっていますよ。御存じのとおりじゃないですか。

それで、これは現場の自衛隊からすると、なぜ自衛隊だけが特別かという思いなんですよ。民主党を批判したから、あるいは言論封殺をするために大臣が立場を利用して通達を出したと誤解を招く可能性もあると思いますよ。また締め付けが始まったという意見もあるようです。

資料二を御覧ください。ある特定の議員たちを排除するねらいもあるのではと疑われ、現場が混乱した文書です。

官房長、この文書は検討途中の文書だということに説明されましたけれども、今でもこれは生きていますか。

○政府参考人(金澤博範君) 今お示しの文書は、この委員会でも四月ごろに議論になりましたんですが、自衛隊の行事を行う際の招待者の範囲についての御議論の際に話題になった文書でございます。これは文書課における検討過程の文書でございます。まして、でき上がったものではございません。

○佐藤正久君 でも、この検討中の文書が現場の方に伝わっているんですよ。

ある野党議員がある自衛隊の部隊から来てほしい、議員は快諾をしたそうです。お礼の電話もあったそうです。ところが、この文書が出たら、申し訳ないが遠慮してほしい、訳は聞かないでくれと言われた。また、ある野党議員の秘書が行事に参加をしてひな壇にいたそうです。ほかの議員の秘書は紹介されましたけれども、その議員の秘書だけ紹介されなかった。理由を聞いたら、上から言われていると答弁。でも、その議員の事務所はその地域にもあったそうです。現場はより通達を厳格に守ろうとするものです。時にはオーバー

アクションも起こします。防衛大臣、部外協力団体の長に依頼文書と通達を渡して、通達を守ってくださいと、こんなことも言っているんですよ。これは適当じゃ絶対ないですよ。

また、何が政治的発言か、これもなかなか不明確です。いろいろ誤解を招いている。政策的なものも駄目だというふうな現場では混乱していますよ。これは、全部現場に責任をかぶせるんですよ。判断するのも現場、主催者や来賓に事前確認し調整するのも現場、その来賓発言の内容を報告するのも現場。その結果、何でもこんな発言を、内容を変更するということをおれたちに言うんだと文句を言われるのも現場。そうなる、余計にオーバアクションを起こしてしまう。結果、言論統制、憲法違反の疑いで訴えられる可能性だってあるんですよ。先ほど長官が言われたとおりです。それに基づく自衛隊の行為が違法性を浴びる可能性もある通達、これは絶対にいけないと思いますよ。協力団体とのきずながもう壊れる可能性すらあります。今不平不満が結構渦巻いているという声も聞きます。

防衛大臣、最後にこの通達を撤回するお考えはございませんか。

○国務大臣(北澤俊美君) どういう経緯でこういうものを出したのか知りませんが、これは発出しておりません。しかも、こういう文書を佐藤議員が持つてこういう場で言うということ自体、私は大変不満なんです。できれば、できれば……(発言する者あり)

○委員長(佐藤公治君) 静かに、ちよつと静かにしてください。

○国務大臣(北澤俊美君) であれば、どこから人手されたか、自衛隊の将来のために是非教えていただきたい。それは是非教えてください。

○佐藤正久君 この前の委員会ですって言ったのは防衛大臣ですよ。

○国務大臣(北澤俊美君) じゃ、どこから出てどういう不満があるのかおっしゃってください。

○委員長(佐藤公治君) 時間が来ております、時間が過ぎておりますので。

では、これにて佐藤正久君の質問を終わらせて

いただきます。

続きまして、(発言する者あり) ちよつと済みません、静かに、御静粛にお願いいたします。

○山本香苗君 公明党の山本香苗でございます。法案審議に入る前に、北朝鮮の問題につきまして少々伺いたいと思います。

二十三日に北朝鮮が韓国の延坪島を砲撃し、民間人を含む多くの死傷者が出ております。このような北朝鮮の暴挙に対し厳しく抗議をすることともに、断じて許されるものではないと強く非難するものであります。また、お亡くなりになられた方々、御遺族の方には心から哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた方々へはお見舞いを申し上げたいと思います。

今回の北朝鮮の砲撃の直接の被害国は韓国でありますけれども、我が国の安全にとっても重大な影響を及ぼすおそれのある事態であることは間違いないでございます。政府に対しては、このような認識、当事者意識、これを政府内部でしっかりと共有して、国民の安全を確保するための万全の措置をとっていただきたいと思ひます。とともに、国際社会と緊密に連携し情報交換をし、北朝鮮が再びこうした暴挙に出ないよう全力を挙げていると、強く要望申し上げたいと思ひます。

本件につきましては、今日は本当に時間が短いのでございますので、また機会を改めて必ず質問させていただきますと思ひますが、一点だけ質問させていただきますと思ひます。

菅総理は、今回の初動について迅速な対応がしっかりと取れていたと言つて間違ひない、初動の遅れはないと、今日も衆参集中審議で強弁をされておりましたけれども、だれの目から見ても遅かったわけですね。この点については反省していただきたいと思ひます。

と同時にもう一つ、私はなぜ、今回この事件の一報が入るや否や安全保障会議を開催しなかったのか。いまだにそれ聞かれていないんですね。この点がどうしても納得がいけないわけなんです。

仙谷官房長官、二十三日の夜の記者会見で、現

時点で国民生活に直ちに影響を及ぼす事態ではないとおつしやつておられました。国民に冷静な対応を求めるのは分かります。分かりますが、これは我が国の国民生活に影響を及ぼすおそれのある事態であります。対岸の火事ではありません。ありとあらゆる不測の事態、万が一の事態、そういうところまで具体的に想定して、そして準備をしていく。これが安全保障上も危機管理上も最も必要なことだと思ひます。

そのためには速やかに安全保障会議を開催すべきではないかと考えますが、福山官房副長官、明快な御答弁をお願いいたします。

○内閣官房副長官(福山哲郎君) 山本委員にお答えいたします。

山本委員御指摘のとおり、国民の安全に対して万全を期すことは言うまでもありません。そのことは、官邸並びに政府も一丸となつてそのことを認識しているつもりでございます。

今回は、関係閣僚会合を十一月の二十三日に開催し、情報分析そして今後の対応を協議いたしました。この関係閣僚会議のメンバーは、総理、官房長官、防衛大臣、国交大臣、経産大臣、財務大臣、国家公安委員長そして金融担当大臣、そして外務大臣がオーストラリア出張中でございます。たので外務副大臣、さらには防衛副大臣、防衛省は大臣並びに副大臣両方出ていただきました。そしてさらには統幕長そして情報本部長にも御出席をいただきました。そして、次の日にはこの北朝鮮による砲撃事件対策本部を全閣僚に御参集をいたしまして、第一回目の対策会議を務めました。

我々は、安全保障会議を否定しているわけではありません。状況に応じて適切に安全保障会議は招集しなければならぬと思ひますが、現状ではその事態に至つていない、一定の情報を収集してからの判断だという判断をさせていただきます。だからといって何もしていなかったわけではなくて、先ほど申し上げましたように、関係閣僚会議を二十三日、二十四日の午前中には全閣僚に集まつていただきまして対策本部を開催したところでございます。

○山本香苗君 状況に応じてとおつしやるのであ

れば、安全保障会議を開くべきだったと私は思つております。国民の安全の確保の万全の体制をつくるべくと繰り返す言うだけでは体制が整うわけじゃないわけですね。これは与野党、別に野党だから与野党だからという話じゃなくて、本当にこの事態において開くべきだと思つておりますので、速やかに是非開催していただきたいと重ねて強く申し上げたいと思ひます。

四時半から何か会合があるということでございますので、委員長の御指示の下、官房副長官、御退席……

○内閣官房副長官(福山哲郎君) 御配慮いたしたいとありますが、でございます。今の御指摘には防衛大臣もお答えした、だからということでございます。

今から実は私はその情報収集のための副大臣会議に出席をさせていただきたいと思ひますので、山本委員に御理解をいただいで、ここで退席をさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○委員長(佐藤公治君) 福山副長官の退席を許可させていただきます。

○山本香苗君 ということなんですけど、副長官いなくなつたからじゃないんです、北澤防衛大臣、この安全保障会議の議員にもなられるわけでございますけれども、今の答弁で本当にいいですか。

○国務大臣(北澤俊美君) 安全保障会議を開かなかつたということに批判をされておられますが、先ほど副長官が答えたとおりの状況であります。安全保障会議を開くには、もう御案内のように、ここの九つの事案が出されておまして、特にこの八番の「必要と認める国防に関する重要事項」と、こうなつていますから、多分ここの該当してくるんだらうというふうに思ひますが、私たちは官邸に向けてあらゆる情報を提供しております。その中から官邸が判断したということであり

ます。

○山本香苗君 野党だから批判をするということだけを言わないでいただきたいんですね。私は、建設的に、今おつしやつたような安全保障会議設置法の中の第二条の八号、そのところに当たる

という認識を持つてやっぱ開くべきだということをおつしやうておられるわけでありまして、その認識が足りないんじゃないかと。開かなかつただけじゃなくて、今や開くべきじゃないですか、開かなかつたけどやっぱ開くべきじゃないですか、開くべきじゃないですかという事を申し上げておられるわけでありまして、悪いように取らないでいただきたいと思ひます。

給与法の方に伺つていきたいと思ひますけれども、今回の給与法改正によりまして人件費が具体的にどれくらい削減されることになるんですか。

○副大臣(安住淳君) 自衛隊の全体の総額では約二百六億の削減になるというふうに試算はしております。

○山本香苗君 今日総務省から政務官にお越しただいておられますけれども、十月の一日に菅総理、所信表明演説の中で国家公務員の総人件費の二割削減について言及されました。また、十一月十一日の日に衆議院の本会議で片山総務大臣が総人件費二割削減を実現するために給与法改正案を次期通常国会に提出するべく検討を進めたいと答弁をされております。

そこで、政務官にお伺いしたいわけなんです、国家公務員の総人件費二割削減といった場合に、その削減の対象の範囲はどこまで、その対象に自衛官は含まれているんでしょうか。

○大臣政務官(内山晃君) 山本香苗委員にお答えをいたします。

民主党のマニフェストにおいては、国家公務員の総人件費二割削減とは平成二十一年度予算における国家公務員人件費五・三兆円の二割である一・一兆円を削減することを目標としております。五・三兆円には自衛官の人件費も含まれるものと考へております。

○山本香苗君 今の御答弁からいきますと、自衛官もいつかりと対象に入つていてという御答弁でございますけれども、自衛官も対象だということなんです、ちなみに自衛官を対象外とした場合と対象とする場合とかなり一般公務員総人件費の削減幅というのは違つてくると思ひます

が、具体的にどれぐらい違ってくるという試算をされていらっしゃるのか、具体的にどこを教えていただけますか。

○大臣政務官(内山晃君) 二割削減の対象となる国家公務員の人事費には自衛官の人事費も含まれますが、具体的にはどのように二割削減を達成するかは詳細については実は検討中でございます。自衛官の人事費の取扱いも含め現時点では具体的なことを申し上げることができません。

○山本香苗君 昨日、早めにきちんと通告していただんですよ。そういうことじゃなくて、ちゃんと試算をしてどういうふうになるかという、別に決まっていることを教えてくださいますかというわけじゃなくて、どういうふうになりますかというふうに聞いているんで、それに対してお答えください。

○副大臣(安住淳君) 山本先生の御指摘は、多分、私なりに解釈すると、総公務員、国家公務員の四〇％近くが一応自衛官ということになるわけですね、今の国の体系でいえば六十万分の二十六万近くになりますから。ですから、総人事費の中で二割削減とやったときのシミュレーションは、この我々のところをすくんと抜かしていただければ私どもとしては有り難いんですが、その場合は、抜かなかつた六割に加重負担が掛かって、それが非常に大きな額として累積してしまう可能性はあるということは私どもも十分認識をしております。

ですから、私どもの考えとしては、自衛隊としてもそうした流れはあるものの、しかし特殊性、任務は非常に過重でよく皆さん頑張っておられますから、そして階級制もございまして、そういう中でこの総人事費の削減にできるだけ協力をしていかせていただきたいというふうに思っているということでございます。

○山本香苗君 そのことはよく分かっていただいていると思うんですけども、実は何でこれを知っているかという、まさにおっしゃったとおり、約六十万の国家公務員がいる、その二十四万人が自衛官と。二十五万。実員にすると二十四万ぐらいになるわけですね。約四割という形になる

わけですが、とにかく四割ぐらい占めていくわけですね。

この点について、一般公務員の方にし寄せが大きな点ではないかという点を、去年のまさに外交防衛委員会、参議院で我が党の浜田昌良参議院議員がこの点について、北澤大臣に自衛官の方々も心配されているけれどもこの点どうなるんだろかという質問をしたわけです。その際に北澤大臣の方が、自衛隊というのは、いわゆる地方に移管するという手法からすればこれは全く自衛官には適用できないからということを挙げて、削減の対象から外れるような発言をされておられたわけなんです。となつてきますと、先ほど内山政務官がおっしゃった対象にばつち入りつていましてということ、いや、一・一兆円のところからは地方に移管できないんだから自衛官は特別扱いされるんだよという形を、微妙、違うわけですね。

政務官の先ほどの御答弁を聞いていらっしゃるわけですね、北澤大臣、どうお考えになつていらっしゃるんですか。

○国務大臣(北澤俊美君) 私が言ったことの意味もよく正確に調べていただいておりますので、まさに地方へは移管できない。

もう一つ私の気持ちの中には、自衛隊の予算全体の中に占める人事費が多くて、それから装備品というふうには非常に硬直化した財政事情になつておるといふ気持ちも含めて、私はほかのところでも、よく政府の非公式の勉強会とかそういうところでは申し上げておるんですが、それと一緒にされては困る、しかし党が政権を獲得する上で総人事費を減らすという、そういう大義の中では従わなければならないけれども、一応防衛大臣として、防衛省の実情それからまた自衛官の特殊性、そういうものは一応訴えて、取り入れていただけないかも分かります立場はしっかり表明しておきたいと、そういう気持ちで申し上げております。

○山本香苗君 今の北澤防衛大臣の御答弁を伺つて、総務省としてはどうですか。

○大臣政務官(内山晃君) 御指摘の防衛大臣の答弁については、自衛官の担う業務が地方に移管さ

れることは想定していないとの趣旨で出されたものと考えております。

民主党のマニフェストにおいて掲げられた国家公務員の総人事費二割削減については、今回の給与法案に基づく給与改定だけでなく、国の事務事業の徹底した見直しによる行政のスリム化、定員削減、地方分権推進に伴う地方移管、各種手当、退職金等の水準の見直し、労使交渉を通じた給与改定など、様々な手法の組合せによつて平成二十五年まで達成することを目標としています。

○山本香苗君 政務官、紙を読まれたがらの答弁で非常に官僚答弁なんです。要するに、自衛官だけ特別扱いしますというふうには北澤防衛大臣はおっしゃっている、総務省としての立場がある。どつちが管内閣として統一の見解なのかということなんです。

○国務大臣(北澤俊美君) 政府全体の中では、マニフェストに基づいて人事費をしっかりと削減していく。この方針には最終的に従わなければならないけれども、自衛隊の特殊性、そういったものを是非政府の中で、こういうことをやることに理解といたしますか、しっかりと表明しておくことは防衛大臣として必要であるという自覚の下に発言したわけでありまして。

○山本香苗君 表明するだけで終わってしまったら実現できないわけでありまして。また決まっていけない、まだこれからやるといふ話じゃ済まない話になつてきているわけです。来年には給与法の改正ということをも具体的に総務大臣がおっしゃっている。特殊性だ、何だかんだという形をきつと、防衛省、総務省だけじゃないと思いますけど、政府全体として取り組まなくちゃいけない話だと思ひますが、きちんと議論をする。そして、特別扱いするのかわるか、どこをどうするんだということをどこでやっているのかというものが全く見えないで来年やるといふ話になつてくるから非常に懸念をするところなんです。

○国務大臣(北澤俊美君) まず、基本的なところからもう一度申し上げますが、政権を獲得する上でのマニフェストに書いてあるということがまず

一つでありまして、このところから私が反乱を起こすことはできないんですが、しかし今後経済も進展していくというような経済情勢、社会情勢が変化したときに公務員給与をどうするかというような議論になつたときには、私は配慮すべきという火種は残しておきたいと、そういうふうな思つて発言を何度も繰り返して、財務大臣から嫌がられております。

○山本香苗君 そういう御発言されるのはいいんですけど、きちんと発言されるだけじゃなくてそれをどこでどういうふうな形で議論をするか。総務省がまとめていらっしゃるんですか。今のよう北澤防衛大臣の御意見等々を受けてその給与法の改正案というのを今、来年の通常国会に合わせ準備をされているのであります。そういうことはきちんと何か議論はされていらっしゃるのでしょうか。

○大臣政務官(内山晃君) 残念ながら、やはり現時点では具体的なことは申し上げられません。検討中でございます。

○山本香苗君 議論をやっているんですかと聞いているんです。

○大臣政務官(内山晃君) 議論はしております。○山本香苗君 とにかくこの問題につきましましては大変懸念する部分もたくさんありますけれども、マニフェスト、マニフェストと言われて、それしか私たちには目に見えるものがないわけでありまして。そこを北澤防衛大臣しっかりと現場の声も体してやっていただきたいと思ひますけれども、政権としての約束もきつと守つていただきたいと強く申し上げまして、質問を終わります。

○小熊慎司君 みんなの党の小熊慎司です。幾つか質問をいたします。

過日我々も委員派遣で与那国の方に行つてまいりましたけれども、かねてから大臣におきましては島嶼部での防衛の在り方の重要性というのを認識しておられるところは御承知のとおりでございます。委員の報告に関しては後ほど機密事項より完璧な報告がなされるというふうな思つておりますけれども。

この中で、我々も島国でありますから国境というものをなかなか意識できないこの国でもありませんけれども、やはり与那国に行ったときにはその国境というものを強く意識を我々も持ったところでもあります。

こうした中で、来年度の予算要求の中にこの与那国を含めた島嶼部の調査費が三千万ほど計上されているところでもありますけれども、この詳細な今現時点でその中身と、その調査を受けた後のどのように時系列として防衛省として判断をされていくのか、どのようにアクションを取っていくのか、政策を作り上げて島嶼部での防衛を実行していくのか、体制を整えていくのかという点をお聞きいたします。

○国務大臣(北澤俊美君) 先島島嶼部について三千万円の要求を申し上げていることはお話のとおりであります、この先どうするか、こういうことでありますが、これは今防衛大綱の見直しもいたしておりますが、今までの基盤的防衛力構想から動的なものに転換をするということは前政権の一大大綱の中でも提言されておまして、我々もその線に沿って現在検討をいたしております。要するに、移動性のある強い編成をしていきたいと、大ざっぱなことを言うところというふうに考えておるわけであります。

また一方で、この調査というのは与那国に限ってやるわけではなくて全般にやります。しかもそれは、地図上で見ると何メートル幅の道路があるとかいろいろありますが、しかし装備をたくさん持った自衛隊がその中で活動するには、いや、地図にはあつたけれども、随分と木が大きくなつちやつていて通行が難しいだろうとか、そういうようなことも含めて詳細な調査をしながらやっていきたいと、このように思っております。

○小熊慎司君 この尖閣の問題も課題もありますし、また今般の半島有事もございます。これは、しっかりと速いスピードで南西諸島での防衛の在り方というものを実行に、強化の実行に移していくべきだということを申入れをさせていただいて、次に移ります。

先ほども出ておりました防衛次官通達についてでありますけれども、これは法的にも合致している、憲法上問題ないということではあります、があえてもう一度お尋ねいたしますけれども、この通達、特に隊員ではなくて民間人に対して言及をされたこの根拠となるものをお示しください。

○副大臣(安住淳君) 民間の方に対する文書では全くありません。先ほどから申し上げているとおり、自衛隊員の方々に対して注意喚起を促すという話で、この通達を出させてもらいましたが、発出の根拠は、国家行政組織法上、これは十四条の二項で、こういう訓令、通達については発出することがそれぞれできるといふふうに規定されております。

そしてまた、同法では、「事務次官は、その省の長である大臣を助け、」云々というのがある。これは事務次官といふものの規定が十八条二項で設けられていて、その事務次官は、次に私が申し上げる訓令に基づいて通達を発出することができると、それは防衛省における文書の形式に関する訓令という通達文を発出できるといふ根拠に基づいております。それに基づいて今回の通達を出させていただいたというのが法的根拠でございます。

○小熊慎司君 先ほども佐藤委員の方からありましたけれども、民主党の応援も駄目だと。政治的発言といふのは何をもちつて政治的発言といふのか、例えば、北澤大臣が就任されたときに、北澤大臣の就任おめでとうございませう、頑張ってくださいといふのも政治的発言になりますか。

○副大臣(安住淳君) 発言ということではございません、この通達は。

○小熊慎司君 発言ではないとすれば何なんですか。

○副大臣(安住淳君) 民間の方の発言を規制する旨の通達ではないということです、私が申し上げているのは、そして同時に、自衛隊員の皆さんが、これちよつと時間がないんで詳しくは申し上げませんが、特定の、例えば内閣に反対するなどの政治的

目的でこれに資することをを行う部外者の国の庁舎、施設を利用させたときはこれは違反となるわけですが、これはもちろんそうなんです、それ以外にも、そういうことを疑われる、容認したことを疑われないように隊員の皆さんに留意をしてほしいといふことをこの通達で申し上げているということなんです。

○小熊慎司君 疑われないようにというのは非常にあいまいなあれですね、明確な基準がないわけですよ、ね、人によつて変わるといふこともありますし。これまでの中でも、今回のこの協力団体会議のあいさつまでは行かなくても、様々な程度問題はあれ政治的な発言はあったと思います。ましてや、逆に時の政権を支持するような発言もあつたと思います。私、これ過剰に反応して逆に懐の狭さを示してしまつたといふふうに思います。

先ほども大臣、ちよつと感情をあらわにされてしまったけれども、大臣であるんですから器の大きさを示して、反対意見とか違つた意見に対して過剰に反応することといふのはおおよそ帝王学からすれば外れていて、これはおかしいかな、もつとおおらかさを示して、こうしたものに過剰反応するべきでは私はないといふふうに思っています。

もちろん自衛隊員の政治的中立性は守つていかなければなりませんけれども、自衛隊員といえども自衛隊員だけで生活をしていくわけでもありませんし、日ごろいろんな会合に出たり、また自衛隊の在り方の理解を示すために様々な国民の皆さんと触れ合わなきゃいけないときに、そのときのあいさつを云々する規制を掛けるようなものに関しましては、到底私は認められないといふふうに考えます。

この通達の中にも誤解を招くおそれがあるときといふふうにありますけれども、その誤解を招くおそれといふのも、これもあいまいな基準であるといふふうには思います、そこ、どうですか。

○副大臣(安住淳君) 済みません。これ、自衛隊法施行令の定義がありまして、その中で特定の政党その他の政治的団体を支持し、またこれに反対すること、また、特定の内閣を支持し、又はこれ

に反対することは最初から駄目よと書いてあるわけですが。

この施行令に基づいてやつぱりやつた場合に、私もよく地元大きな基地がありまして行きますが、例えば自衛隊の航空祭なんて何万人とおいでになります。パーティーにも何千人とお運びをいただいて自衛隊に激励をいただくことはもう十分それはいいんですが、様々な方がおいでになるんですから、そういう中で政治的中立性というのは、いかなるものがあつても、自衛隊が国民の皆さんに愛されているからこそやつぱり守らなければならぬ節度というものもあるといふことは私どもは事実ではないかなといふふうに思っております。

○小熊慎司君 隊員に対しての政治的中立性とこの参加者と、またそこが整理されていないように思いますけれども、いずれ、この発言に反応した、中立性というんであれば、じゃそれまではかの、逆に政権を褒めるようなことは容認してきたといふことは、民主党政権といふのは反対意見に対してやつぱり反応したといふことといふふうに思わざるを得ません。

本来きちつと国民に理解を求める手法としては、逆に大臣がこの団体の会長に電話をしてかお会いをして、いや、民主党政権も反省すべき点は多々あると、どうぞ前向きな御意見として受け取りたい、自衛隊をより良くするために我々も努力しているんだ、是非御意見をお聞かせくださいといふ、そういうふうには大人の対応をして懐を深く示すことでこそ、自衛隊の士気も上がるし、そして国民の理解も上がる大人の対応だったんじゃないんですかね。

○国務大臣(北澤俊美君) 我々が発出した趣旨と大分離れて議論されておるわけでありますが、あれは、おおらかにとか気持ち大きく持つてとかいう話ではなくて、自衛隊法の中に規定されているものについて、これが外れたものについては措置をしていかなきゃならないんですよ。もし、これをそのままに放置しておけば、今度は逆に、法律にあるいは政令に違反した行為を何にもしない

で、措置もしないで来たじやないかという批判も受けるわけでありまして、防衛省を束ねる私の立場からすれば、法律に基づいてきちんとしていくと、そういうことであります。

それから、もう一つ申し上げますが、自衛隊員は二十五万人おります。ほとんど毎晩不祥事が私のところへ連絡が来ます。そういう意味でも常に緊張して規律を守っていかなくやいけない。そしてまた、今副大臣が盛んに言われました国民に愛される自衛隊ということからすれば、アリの一穴も大切にしながら規律を守っていききたいと、そういうふうに思っております。

○委員長(佐藤公治君) 時間が過ぎておりますので、質疑をおまとめください。

○小熊慎司君 それは自衛隊のことであって、この団体の方の発言に対しては、こうした通達をそれに反応して出すべきではないというのが私の見解でもありますし、それは防衛のためにあるべき姿というのはありますけれども、この国民の理解というのもまた別のところでしっかりと確保していかなければならないと思います。

大臣もすばらしい人間性を持っていると思いますから、こうした逆に批判をしつかりと受け止めて、懐深く対応していくことを今後望んで、質問を終わります。

○委員長(佐藤公治君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐藤公治君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤公治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐藤公治君) 次に、外交、防衛等に関する調査を議題とし、先般本委員会が行いました委員派遣につきまして、派遣委員の報告を聴取いたします。

どうぞ大臣、副大臣、退席して構いませんので。

樺葉賀津也君

○樺葉賀津也君 委員派遣について御報告を申し上げます。

本委員会の佐藤公治委員長、谷岡郁子理事、岸信夫理事、佐藤正久理事、山本香苗理事、小熊慎司委員及び私、樺葉賀津也の七名は、去る十一月十日及び十一日の二日間、我が国南西地域における安全保障問題等に関する実情調査のため、沖縄県に派遣され、航空自衛隊南西航空混成団、第一管区海上保安本部、沖縄県警察本部、与那国町、石垣市等からの説明聴取と関連施設の視察並びに意見交換を行いました。

以下に概要を御報告いたします。

第一日目は、まず、航空自衛隊那覇基地において、航空自衛隊南西航空混成団、海上自衛隊第五航空群、陸上自衛隊第十五旅団及び沖縄地方協力本部から、我が国南西地域における安全保障問題等について概況説明を聴取しました。

その中では、南西防衛区域は、日中間で懸案となっている尖閣諸島や東シナ海のガス田群があること、台湾海峡が近いこと、中国海軍の太平洋進出の通路となっていることなどから、安全保障上の重要性が高まっている一方、航空基地が那覇にしかなく、航空機が与那国島や尖閣諸島に到達するまでに時間を要すること、八重山諸島に自衛隊が配備されておらず、島嶼防衛が課題となっていることなどの説明がありました。

派遣委員からは、今後の南西地域の防衛の課題、在沖米軍との連携状況、島嶼防衛の観点からヘリポート設置が望まれる地域、与那国島への自衛隊配備の利点、沖縄における不発弾の処理状況等について質問が行われました。

その後、同基地内において、領空侵犯に備えて警戒態勢にある航空自衛隊の戦闘機F15Jの装備等を視察した後、待機任務中のパイロットからスクランブル発進の状況の説明を聴取していたところ、実際に待機命令が発令され、その後、スクランブル発進が行われるなど、予期せぬ緊迫した状況を目撃するという貴重な体験をいたしました。

次いで、尖閣諸島や東シナ海ガス田群の警戒・監視を行っている海上自衛隊の哨戒機P3Cの機内視察も行いました。

次に、那覇空港内の会議室において、第一管区海上保安本部から尖閣諸島をめぐる状況等について、沖縄県警察本部から離島警備の状況等について、それぞれ説明を聴取しました。

第十一管区海上保安本部からは、尖閣諸島の魚釣島までは、巡視船艇で、早くても、沖縄本島から十時間程度、石垣島からでも三時間程度は掛かるため、現在、尖閣諸島周辺には、常時、巡視船艇を配備して監視体制を取っていることなどの説明がありました。

また、沖縄県警察本部からは、離島における警察署の配置状況や緊急時における海上保安庁、自衛隊等との連携内容について説明がありました。

派遣委員からは、海上保安庁の現状の体制の課題、巡視船艇の配備状況、尖閣諸島へのヘリポート及び避難港整備による警備面での効果、台湾当局との海上警備面での連携状況、外国人の離島への出入国状況等について質問が行われました。

第二日目は、まず、国境付近の離島である与那国島の状況を視察しましたが、特に、近いうちに満杯になるおそれがある一般廃棄物最終処分場や特殊環境の下で治安警備に当たる駐在所では、町の担当者や警察官から現状の説明を聴取いたしました。その後、与那国町役場において、外間町長及び町議会議員の皆様と意見交換を行いました。与那国町関係者との意見交換の中では、国境付近にある離島としての与那国町の振興策を充実することが我が国の安全保障にもつながるとの認識の下、祖納港沖防波堤整備、光ファイバーの敷設

高校設置が可能な環境整備、観光振興策、台湾との交流促進等が話し合われるとともに、本年六月に与那国島上空の防空識別圏の見直しが実現したことについても言及がなされました。

次に、石垣市においては、中山市長から、尖閣諸島及び先島周辺海域における警備・監視体制の強化に伴い、海上保安庁巡視船艇が接岸できる岸壁の整備等、石垣港の整備の必要性について説明があり、石垣港の視察も行いました。また、上原八重山漁協組合長からは、尖閣諸島周辺で安心して操業できる環境を実現するとともに、荒天時における漁船の避難港を尖閣諸島に造ってほしい旨の要望が述べられました。

さらに、石垣港の埠頭において、尖閣諸島沖で中国漁船に衝突された石垣海上保安部の巡視船「よなくに」に乗船し、船体の損傷状況等を視察いたしました。衝突によって左舷後部の手すりや柱が折損している生々しい状況が確認できました。

以上が今回の派遣の概要であります。

今回の調査により、我が国南西地域における安全保障問題等の実情について認識を深めるとともに、現地の皆様の御要望や御意見を聞くことができ、国会として果たすべき課題も多いことを改めて痛感いたしました。

最後に、今回の派遣に際し、御対応いただいた関係者の皆様方に対し心から感謝を申し上げ、御報告といたします。

○委員長(佐藤公治君)

以上で派遣委員の報告は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三分散会

十一月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、核兵器のない世界の実現に関する請願(第一八〇号)(第一八一号)(第一八二号)(第一八三号)(第一八四号)(第一八五号)

第一八〇号 平成二十二年十月二十五日受理
核兵器のない世界の実現に関する請願

請願者 京都市右京区鳴滝音戸山町四ノ二
八〇 小北登美子 外四十六万八
十八名

紹介議員 井上 哲士君

二一世紀の今も、核兵器が世界の平和と安全を脅かしている。核兵器の使用は一瞬にして無数の命を奪い、世代を超えて人々を苦しめ、文明を破壊する。被爆者は人類と核兵器は共存できないと警告し続けており、核兵器による新たな犠牲をつくり出してはならない。核保有国には二〇〇〇年五月の核兵器廃絶の明確な約束を実行することが求められている。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、核保有国を始めすべての国の政府が速やかに核兵器禁止・廃絶条約の交渉を開始し、締結することに合意すること。

第一八一号 平成二十二年十月二十五日受理

核兵器のない世界の実現に関する請願

請願者 京都市右京区鳴滝川西町五ノ四
菱木キヨ子 外四十六万八十六名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第一八二号 平成二十二年十月二十五日受理

核兵器のない世界の実現に関する請願

請願者 北海道函館市港町三ノ八ノ三二
西谷美幸 外四十六万八十六名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第一八三号 平成二十二年十月二十五日受理

核兵器のない世界の実現に関する請願

請願者 東京都練馬区石神井台四ノ一八ノ
三四 仲間絵理 外四十六万八
十六名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第一八四号 平成二十二年十月二十五日受理

核兵器のない世界の実現に関する請願

請願者 さいたま市南区別所二ノ二五ノ一
〇 坂入恵子 外四十六万八十六
名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第一八五号 平成二十二年十月二十五日受理

核兵器のない世界の実現に関する請願

請願者 大阪市港区三先二ノ一七ノ一〇ノ
三二二 山下奈々 外四十六万八
十六名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

十一月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、核兵器のない世界の実現に関する請願(第一二七号)

二、名護市・辺野古新基地建設計画の中止と普天間基地の無条件返還に関する請願(第一二九号)

一、普天間基地の無条件撤去を求めることに關する請願(第一二〇号)

第二二七号 平成二十二年十月二十九日受理

核兵器のない世界の実現に関する請願

請願者 札幌市東区東苗穂十二条三ノ一一
ノ七 村上正敏 外百五十五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一八〇号と同じである。

第二二九号 平成二十二年十月二十九日受理

名護市・辺野古新基地建設計画の中止と普天間基地の無条件返還に関する請願

請願者 北海道帯広市東十二条南八ノノ
二 田中雅美 外七十六名

紹介議員 紙 智子君

一月に行われた名護市長選挙では「名護市に新たな基地は造らせない」との政策を掲げた稲嶺進氏が当選し、一九九七年に実施された名護市民投票で新基地建設反対が過半数を占めたことと併せて、名護市民の意思は明確であり、辺野古への新基地建設は中止すべきである。普天間基地は、住宅密集地に隣接し世界一危険と言われ、騒音被害も深刻であり、住民生活の安全を守るために直ちに閉鎖し撤去することが求められている。国際法に違反して米軍が土地を接収して建設した基地であり、無条件返還すべきである。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、名護市辺野古での米軍新基地建設にかかわる作業を中止し、建設計画を撤回すること。

二、米政府に対して、普天間基地の即時閉鎖・無条件返還を求めること。

第二二〇号 平成二十二年十月二十九日受理

普天間基地の無条件撤去を求めることに関する請願

請願者 北海道河東郡音更町新通二ノ四
ノ四 小田幸治 外六百八十八名

紹介議員 紙 智子君

普天間基地は、住宅密集地に隣接し世界一危険と言われ、騒音被害も深刻であり、住民生活の安全を守るために直ちに閉鎖し撤去することが求められている。普天間に置かれている海兵隊は、日本を守るものではない。菅首相は、「日米合意を踏まえる」という原則は、しっかりと守っていない。五、五月の日米共同発表で打ち出された辺野古新基地建設と徳之島への訓練移転などを推進しようとしている。沖縄では、県知事や四一の全市町村代表が出席した九万人参加の県民大会が四月に開かれ、県内移設を許さない強い意思が示された。徳之島でも住民の六割に当たる一万五千人が参加した集会が開かれ、島内三町長を先頭に移設反対の運動が広がっている。政府は、沖縄県民と国民の意思を踏まえて、普天

間基地の即時閉鎖・無条件撤去の立場で対米交渉を行うことを決断すべきである。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、普天間基地の即時閉鎖・無条件撤去をアメリカに求めること。

十一月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、尖閣・先島諸島への自衛隊の即時配備に関する請願(第二六三号)

一、普天間基地の無条件撤去に関する請願(第二七四号)

一、普天間基地の無条件返還に関する請願(第二七五号)

第二六三号 平成二十二年十一月五日受理

尖閣・先島諸島への自衛隊の即時配備に関する請願

請願者 沖縄県石垣市真栄里二〇四ノ八五
ノ二F 新里卓 外五千五十六名

紹介議員 大江 康弘君

日本の国土である尖閣諸島に対して中国は強硬に領土権を主張しており、中国国内では三月に海島保護法を施行し、尖閣諸島は中国領土だと明記し、領有権を国際社会に向けて発信している。九月、尖閣諸島にて日本の海上保安庁と領海侵犯した中国漁船の衝突事件を契機に、中国側の要求はエスカレートする一方である。日本政府は尖閣諸島に領土問題は存在しない「領海侵犯した船長は日本の国内法に基づいて肅々と進める」と宣言したが、中国国内では、「沖縄は中国領土」日本の沖縄への不当な占領は許さない「尖閣諸島への軍事侵攻を」など、常軌を逸した抗議行動や言論活動が展開されている。歴史的にも国際法的にも尖閣諸島・八重山諸島・沖縄本島を含む南西諸島は日本の領土であるが、このままでは、尖閣諸島への軍事侵攻が行われても何ら不思議ではない。尖閣諸島が中国軍によって陥落された場合、次は八重山諸島の領有権を主張してくることは明白で

ある。

ついては、中国のこのような横暴な態度に断固として抗議するとともに、島民の生命と財産を守るため、尖閣・先島諸島への自衛隊の即時配備をされたい。

第二七四号 平成二十二年十一月十日受理

普天間基地の無条件撤去に関する請願

請願者 千葉県山武郡大網白里町木崎五六

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第二七五号 平成二十二年十一月十日受理

普天間基地の無条件返還に関する請願

請願者 川崎市宮前区有馬六ノ七ノ一六ノ

紹介議員 田村 智子君

一月に行われた名護市長選挙では「名護市に新たな基地は造らせない」との政策を掲げた稲嶺進氏が当選し、一九九七年に行われた名護市民投票で新基地建設反対が過半数を占めたことと併せて、名護市民の意思は明確であり、辺野古への新基地建設は中止すべきである。普天間基地は、住宅密集地に隣接し世界一危険と言われ、騒音被害も深刻であり、住民生活の安全を守るためにも直ちに閉鎖し撤去することが求められている。普天間基地は、国際法に違反して米軍が接収したものであり、無条件返還すべきである。

ついては、次の事項について実現を図られた

一、普天間基地の即時閉鎖・無条件返還を求めること。

二、名護市辺野古で進められている米軍新基地建設にかかわる作業を中止し、計画を撤回すること。

十一月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改める。

附則第五項を次のように改める。

5 一般職給与法附則第八項の規定は、職員の俸給月額、専門スタッフ職調整手当、地域手当及び広域異動手当の支給について準用する。この場合において、同項中「号俸でないもの」とあるのは「号俸でないもの及び二等陸佐、二等海佐又は二等空佐以上の自衛官（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第六条の規定の適用を受ける自衛官、医師又は歯科医師である自衛官及び自衛官である再任用職員を除く。）であつてその号俸がその階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては同法別表第二の陸将補、海将補及び空将補の）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。以下この項において同じ。）における最低の号俸でないもの」と、同項第一号中「職務の級とあるのは「職務の級又は階級」と読み替えるものとする。

附則中第六項を第十項とし、第五項の次に次の四項を加える。

6 当分の間、前項において準用する一般職給与

与法附則第八項に規定する特定職員（以下単に「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 第二十三条第一項の規定により支給される俸給月額、専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当 前項において準用する一般職給与法附則第八項第一号から第四号までに定める額並びに第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる一般職給与法附則第八項第六号及び第七号に定める額

二 第二十三条第二項又は第三項の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当及び期末手当 前項において準用する一般職給与法附則第八項第一号、第三号及び第四号に定める額（以下この項においてこれを「俸給減額基本額等」と総称する。）並びに第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる一般職給与法附則第八項第六号に定める額（第四号及び第五号において「期末手当減額基本額」という。）に百分の八十を乗じて得た額

三 第二十三条第四項の規定により支給される俸給月額、地域手当及び広域異動手当 俸給減額基本額等に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

四 第二十三条第五項の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当及び期末手当 俸給減額基本額等及び期末手当減額基本額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

五 第二十三条第六項の規定により支給される期末手当 期末手当減額基本額に百分の八十を乗じて得た額（同条第五項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、期末手当減額基本額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

六 第二十四条の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当 俸給減額基本額等並びに第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる一般職給与法附則第八項第六号及び第七号に定める額

七 前二項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合におけるこれらの項の減ずる額の計算その他これらの規定の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

8 一般職給与法附則第十項の規定は、特定職員が第十四条第二項において準用する一般職給与法第十六条から第十八条までの規定により支給される超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の算定について準用する。

9 退職の日において附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項の規定の適用を受ける若年定年退職者に対する第二十七条の三第二項の規定（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百一十一号）附則第十六条第二項の規定）により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、第二十七条の三第二項中「受けていた俸給月額」とあるのは「受けていた附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を俸給月額から減じた額」と、政令で定める俸給月額」とあるのは「同号に定める額に相当するものとして政令で定める額に相当する額を政令で定める俸給月額から減じた額」とする。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条－第五条関係）

職 員 の 区 分	職務の級	1 級	2 級
	号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円
	1	192,800	330,600
	2	194,500	332,900
	3	196,200	335,200
	4	197,900	337,500
	5	199,700	339,800
	6	201,400	342,100
	7	203,100	344,400
	8	204,800	346,700
	9	206,600	348,900
	10	208,500	351,100
	11	210,400	353,300
	12	212,300	355,500
	13	214,000	357,700
	14	216,000	359,700
	15	218,000	361,800
	16	220,000	363,900
	17	221,900	365,900
	18	224,600	367,900
	19	227,300	369,900
	20	230,000	371,900
	21	232,800	374,000
	22	235,700	376,000
	23	238,600	378,000
	24	241,500	380,000
	25	244,300	381,600
	26	247,100	383,500
	27	249,900	385,400
	28	252,700	387,300
	29	255,500	389,200
	30	258,100	391,200
	31	260,700	393,200
	32	263,300	395,200
	33	265,700	397,100
	34	268,300	398,800
	35	270,800	400,500
	36	273,300	402,300
	37	275,800	403,900
	38	278,400	405,500
	39	281,000	407,100
	40	283,600	408,700
	41	286,100	410,400
	42	288,700	412,000
	43	291,200	413,600
	44	293,700	415,200
	45	296,000	416,900
	46	298,700	418,500
	47	301,400	420,100
	48	304,100	421,700

再任用職員以外の職員

49	306,600	423,400
50	309,100	425,000
51	311,600	426,600
52	314,100	428,200
53	316,500	429,900
54	318,700	431,500
55	320,900	433,100
56	323,100	434,700
57	325,400	436,400
58	327,600	438,000
59	329,800	439,500
60	331,900	441,100
61	334,100	442,800
62	336,300	444,400
63	338,500	446,000
64	340,700	447,600
65	342,900	449,300
66	345,100	450,900
67	347,300	452,500
68	349,500	454,100
69	351,500	455,700
70	353,600	457,300
71	355,700	458,900
72	357,800	460,500
73	359,600	462,000
74	361,500	463,000
75	363,500	464,000
76	365,400	465,000
77	367,400	465,800
78	369,100	
79	370,800	
80	372,500	
81	374,200	
82	375,700	
83	377,200	
84	378,700	
85	380,200	
86	381,700	
87	383,200	
88	384,700	
89	386,100	
90	387,500	
91	388,900	
92	390,300	
93	391,800	
94	393,100	
95	394,400	
96	395,700	
97	397,100	
98	398,100	
99	399,200	
100	400,300	
101	401,400	
102	402,500	

	103	403,600	
	104	404,700	
	105	405,600	
	106	406,600	
	107	407,600	
	108	408,600	
	109	409,500	
	110	410,400	
	111	411,300	
	112	412,200	
	113	412,900	
	114	413,700	
	115	414,500	
	116	415,300	
	117	416,100	
	118	416,900	
	119	417,600	
	120	418,400	
	121	419,200	
	122	419,700	
	123	420,200	
	124	420,700	
	125	421,100	
	126	421,600	
	127	422,100	
	128	422,600	
	129	423,000	
	130	423,500	
	131	424,000	
	132	424,500	
	133	424,900	
	134	425,400	
	135	425,900	
	136	426,400	
	137	426,800	
再任用職員		278,600	336,700

411	603,800	557,100	522,200	482,900	446,000	414,700	351,900	320,800	299,600	299,000	293,200	283,000	285,900	270,100
42	605,100	558,300	523,100	483,800	448,100	416,900	354,000	322,900	301,600	300,900	295,100	294,900	287,600	271,600
43	606,400	559,500	524,000	484,700	450,200	419,100	356,100	325,000	303,600	302,800	297,000	296,800	289,400	273,100
44	607,700	560,700	524,900	485,600	452,300	421,300	358,200	327,100	305,600	304,700	298,900	298,700	291,200	274,600
45	608,800	561,800	525,900	486,600	454,300	423,400	360,200	329,000	307,500	306,500	300,700	300,500	292,800	276,200
46			526,800	487,500	456,100	425,300	362,100	331,200	309,500	308,400	302,600	302,400	294,600	277,200
47			527,700	488,400	457,900	427,600	364,000	333,400	311,500	310,300	304,500	304,300	296,400	278,200
48			528,600	489,300	459,700	429,700	365,900	335,600	313,500	312,200	306,400	306,200	298,200	280,700
49			529,500	490,300	461,500	431,900	367,900	337,600	315,400	313,900	308,100	307,900	300,100	282,200
50			530,400	491,200	463,800	433,300	369,900	339,700	317,400	315,800	310,000	309,800	301,900	283,900
51			531,300	492,100	464,100	434,700	371,900	341,900	319,400	317,700	311,900	311,700	303,700	285,600
52			532,200	493,000	465,400	436,100	373,900	343,900	321,400	319,600	313,800	313,600	305,500	287,300
53			533,000	494,000	466,500	437,500	375,900	345,800	323,300	321,300	315,500	315,300	307,200	288,900
54			533,900	494,900	467,800	438,600	377,800	347,800	325,300	323,200	317,800	317,100	308,900	290,400
55			534,800	495,800	469,100	439,700	379,700	349,800	327,300	325,100	319,100	318,900	310,600	291,900
56			535,700	496,700	470,400	440,800	381,600	351,800	329,300	327,000	320,900	320,700	312,300	293,400
57			536,500	497,700	471,700	441,800	383,400	353,800	331,400	328,800	322,800	322,500	314,100	295,000
58			498,600	498,600	472,700	442,800	385,300	355,600	333,400	330,800	324,600	324,300	315,800	296,500
59			499,500	499,500	473,700	443,800	387,200	357,400	335,400	332,800	326,400	326,100	317,500	298,000
60			500,400	500,400	474,700	444,800	389,100	359,200	337,400	334,800	328,200	327,900	319,200	299,500
61			501,400	502,300	475,700	445,700	391,000	361,000	339,300	336,700	330,100	329,700	320,700	300,900
62			502,300	503,200	476,700	446,500	392,800	362,800	341,300	338,700	332,100	331,600	322,300	302,200
63			503,200	504,100	477,700	447,300	394,600	364,600	343,300	340,700	334,100	333,500	323,900	303,500
64			504,100	504,100	478,700	448,100	396,400	366,400	345,300	342,700	336,100	335,400	325,500	304,800
65			505,100	506,000	479,600	449,000	398,300	368,100	347,300	344,700	338,000	337,200	327,000	306,100
66			506,000	506,900	480,500	449,800	400,100	370,000	349,200	346,500	339,800	338,900	328,500	307,300
67			507,800	507,800	481,400	450,600	401,900	371,900	351,100	348,300	341,600	340,600	330,000	308,500
68			508,800	508,800	482,300	451,400	403,700	373,800	353,000	350,100	343,400	342,300	331,500	309,700
69			509,700	509,700	483,000	452,100	405,300	375,500	354,700	351,800	345,100	344,000	333,100	310,800
70			510,600	510,600	483,900	453,000	406,800	377,400	356,500	353,600	346,900	347,600	334,600	311,700
71			511,500	511,500	484,800	453,900	408,300	379,300	358,300	355,400	348,700	349,400	336,100	312,600
72			512,500	512,500	485,700	454,800	409,800	381,200	360,100	357,200	350,500	349,400	337,600	313,500
73			513,400	513,400	486,600	455,500	411,200	382,900	361,800	359,100	352,300	351,000	339,200	314,300
74			514,300	514,300	487,500	456,400	412,500	384,800	363,700	360,900	354,100	352,800	340,700	
75			515,200	515,200	488,400	457,300	413,800	386,700	365,600	362,700	355,900	354,600	342,200	
76			516,200	516,200	489,300	458,200	415,100	388,600	367,500	364,500	357,700	356,400	343,700	
77			517,100	517,100	490,200	459,000	416,300	390,300	369,300	366,300	359,300	358,000	345,000	
78			518,000	518,000	491,100	459,900	417,400	392,100	371,100	368,100	361,100	359,800	346,500	
79			518,900	518,900	492,000	460,800	418,500	393,900	372,900	369,900	362,900	361,600	348,000	
80			519,900	519,900	493,000	461,700	419,600	395,700	374,700	371,700	364,700	363,400	349,500	
81			493,700	493,700	462,300	420,800	397,400	376,400	373,500	366,500	365,000	365,000	351,000	
82			494,600	494,600	463,200	421,600	399,100	378,200	375,200	368,200	366,200	366,600	352,600	
83			495,500	495,500	464,100	422,400	400,800	380,000	376,900	369,900	367,900	369,800	354,200	
84			496,400	496,400	465,000	423,200	402,500	381,800	378,600	378,600	371,600	369,800	355,800	
85			497,100	497,100	465,700	424,100	404,200	383,500	380,200	373,200	373,200	371,500	357,200	
86			498,000	498,000	466,500	424,900	405,200	385,200	381,900	374,900	376,600	374,500	358,600	
87			498,800	498,800	467,300	425,700	406,700	386,900	383,600	376,600	378,300	376,000	360,000	
88			499,800	499,800	468,400	426,500	408,700	388,600	388,600	378,300	378,300	378,300	361,400	
89			500,500	500,500	469,100	427,400	410,000	390,300	386,800	379,800	377,600	379,200	362,800	
90			501,400	501,400	470,000	428,300	411,200	392,000	388,400	381,400	379,800	379,200	364,200	
91			502,300	502,300	470,900	429,200	412,400	393,700	389,700	383,000	383,000	380,800	365,600	
92			503,200	503,200	471,800	430,100	413,600	395,400	391,600	384,600	384,600	382,400	367,000	

生
産
以
外
の
産
品

93						503,900	472,500	431,100	414,900	397,000	383,100	386,000	384,100	368,400
94						504,800	473,400	431,900	415,900	398,700	394,800	387,700	385,600	369,600
95						505,700	474,300	432,700	416,900	400,400	396,500	389,400	387,100	370,800
96						506,600	475,200	433,500	417,900	402,100	398,200	391,100	388,600	372,000
97					507,300		475,900	434,400	418,900	403,700	399,700	392,600	390,200	373,300
98							476,800	435,200	419,800	405,100	393,900	391,400	391,400	374,300
99							477,700	436,000	420,700	406,500	402,300	395,200	392,600	375,300
100							478,600	436,800	421,600	407,900	403,600	396,500	393,800	376,300
101							479,300	437,700	422,600	409,200	405,000	397,900	395,000	377,400
102							480,200	438,500	423,500	410,300	406,100	399,000	396,900	378,300
103							481,100	439,300	424,400	411,400	407,200	400,100	396,800	379,200
104							482,000	440,100	425,300	412,500	408,300	401,200	397,700	380,100
105							482,700	441,000	426,000	413,500	409,300	402,200	398,400	381,100
106								441,800	426,900	414,500	410,400	403,300	399,400	382,000
107								442,600	427,800	415,500	411,500	404,400	400,400	382,900
108								443,400	428,700	416,500	412,600	405,500	401,400	383,800
109								444,100	429,700	417,600	413,700	406,500	402,300	384,800
110								445,000	430,600	418,500	414,700	407,500	403,200	385,700
111								445,900	431,500	419,400	415,700	408,500	404,100	386,600
112								446,800	432,400	420,300	416,700	409,500	405,000	387,500
113								447,500	433,100	421,300	417,700	410,300	405,900	388,500
114								448,300	433,900	422,300	418,800	411,300	406,800	
115								449,100	434,700	423,300	419,900	412,300	407,700	
116								449,900	435,500	424,300	421,000	413,300	408,600	
117								450,800	436,400	425,300	421,900	414,100	409,500	
118								451,600	437,200	426,200	422,900	415,000	410,400	
119								452,400	438,000	427,100	423,900	415,900	411,300	
120								453,200	438,800	428,000	424,900	416,800	412,200	
121								454,100	439,700	428,900	425,700	417,700	412,900	
122								454,900	439,700	429,700	426,600	418,600	413,800	
123								455,700	441,300	430,500	427,500	419,500	414,700	
124								456,500	442,100	431,300	428,400	420,400	415,600	
125								457,400	443,000	432,200	429,300	421,300	416,500	
126								458,200	443,800	433,100	430,200	422,200	417,400	
127								459,000	444,600	434,000	431,100	423,100	418,300	
128								459,800	445,400	434,900	432,000	424,000	419,200	
129								460,700	446,300	435,700	432,800	424,700	419,700	
130									447,100	436,600	433,700	425,600		
131									447,900	437,500	434,600	426,500		
132									448,700	438,400	435,500	427,400		
133									449,600	439,100	436,200	428,100		
134									450,400	439,900	437,100	429,000		
135									451,200	440,700	438,000	429,900		
136									452,000	441,500	438,900	430,800		
137					452,900									
138														
139														
140														
141														
142														
143														
144														

備考一）統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を支給するものとする。

二）この表の陸将補、海将補及び空将補の一欄に定める額の俸給を支給する職員は、備考二の政令で定める官職を占める者で政令で定めるものとする。

三）この表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の一欄又は二欄に定める額の俸給を受ける職員は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

四）退職の日には昇任した職員（その者の事情によりないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるもの）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の二欄に定める額の俸給を支給するものとする。

第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十一・五」に、「百分の百四十五」を「百分の百四十」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

第三条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

二 前二号に掲げる職員以外の職員（一般職
給与法別表第八の適用を受ける職員、医
師又は歯科医師である自衛官及び防衛省職
員給与法第四条第三項に規定する第二号任

(施行期日)

(最高の号俸を超える俸給月額の切替え)

て「施行日」という。）の前日において、防衛省の職員（給与等に関する法律第五條第四項若しくは第五項、第六條の二第二項又は第七條第二項の規定による俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額）は、防衛省令で定める。

第三条 医師又は歯科医師である自衛官（防衛省

用を受ける自衛官を除く。）の俸給月額は、第一条の規定による改正後の同法別表第二の規定にかかわらず、平成二十二年十二月三十一日までの間は、なお従前の例による。

八条の二第一項又は第十八条の二の二の規定によりその例によることとされる一般職の職員との給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号。以下一般職給与

俸給表(一)とあるのは、「防衛省の職員^{の給与等}に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)別表第一自衛隊教官俸給表若しくは同法別

俸給表欄、職務の級又は階

改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項の規定が施行されていたとした場合においても同項において準用する改正後の給与法附則第八項の規定の適用を受けず、かつ、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百二十二号)附則第十

又は齒科医師である自衛官を除く）
医師若し

(平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に関する読替え)

平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対する第一条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項において準用する一般職給与改正法第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）附則第八項の規定の適用について準用する。この場合において

て、一般職給与改正法附則第四条中「一般職の職員に給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）」とあるのは、「防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）」と読み替えるものとする。

2 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対する第一条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律附則第六項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）の施行の日」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「同日後」とする。

（平成二十三年四月一日における号俸の調整）
第六条 一般職給与改正法附則第五条第一項の規定は、平成二十三年四月一日において四十三歳に満たない職員について準用する。この場合において、同項中「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。）に」と、「受けるもの」とあるのは「受けるもの、同法第六条の規定の適用を受ける自衛官」と、「給与法第八条第五項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第五条第二項において準用する給与法第八条第五項」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、平成二十三年四月一日において四十三歳に満たない医師又は歯科

医師である自衛官であつて防衛省の職員の給与等に関する法律第五条第四項及び第五項の規定の適用を受けるものの同日における俸給月額が、一般職の職員の給与に関する法律別表第八イの適用を受ける国家公務員が受ける俸給月額との均衡を失すると認められるときは、同日における当該俸給月額に同表の適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して政令で定める額を加えた額をその者の俸給月額とする。

3 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する第一項において準用する一般職給与改正法附則第五条第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるものとして得た数（以下この号及び次号

4 前項の規定は、国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第二十二條の規定による勤務をしている職員について準用する。

5 国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七條第一項において準用する同法第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第一項において準用する一般職給与改正法附則第五条第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七條第一項において準用する同法第十三條第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数（以下この号及び次号

者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七條第一項において準用する同法第十三條第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるものとして得た数（以下この号及び次号

第七條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第八條 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（育児短時間勤務職員等である防衛省の職員に関する読替え）

第三條 第二十七條第一項において準用する第十三條第一項に規定する育児短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項において準用する給与法附則第八項第一号及び第二号の規定の適用については、同項第一号中「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七條第一項において準用する同法第十三條第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数（以下この号及び次号

において「算出率」という。）を乗じて得た額（と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第二号中「を減じた」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた」と読み替えるものとする。

2 第二十七條第一項において準用する第二十二條の規定による勤務をしている職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項において準用する給与法附則第八項第一号から第四号までの規定により給与が減ぜられて支給される場合における第二十七條第一項において読み替えて準用する第二十二條の規定の適用については、同条中「及び第二十七條第二項」とあるのは、「第二十七條第二項及び附則第三條第一項」と読み替えるものとする。

3 第二十七條第一項において準用する第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項において準用する給与法附則第八項第一号及び第二号の規定の適用については、同項第一号中「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十七條第一項において準用する同法第十三條第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数（以下この号及び次号において「算出率」という。）を乗じて得た額（と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第二号中「を減じた」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた」と読み替えるものとする。

附則別表（附則第四条関係）

自衛隊教官俸給表	俸 給 表		号 俸
	職務の級又は階級		
自衛官俸給表	一級	一号俸から七十二号俸まで	
	二級	一号俸から二十四号俸まで	
	一等陸佐(三)	一号俸から八号俸まで	
	一等海佐(三)		
	一等空佐(三)		
	二等陸佐		
	二等海佐	一号俸から三十二号俸まで	
	二等空佐		
	三等陸佐		
	三等海佐	一号俸から八十号俸まで	
	三等空佐		
	一等陸尉		
	一等海尉	一号俸から百二十九号俸まで	
	一等空尉		
	二等陸尉		
	二等海尉	一号俸から百三十七号俸まで	
	二等空尉		
	三等陸尉		
	三等海尉	一号俸から百四十五号俸まで	
	三等空尉		
	准陸尉		
	准海尉	一号俸から百四十五号俸まで	
	准空尉		
	陸曹長		
	海曹長	一号俸から百四十一号俸まで	
	空曹長		
	一等陸曹		

一等海曹	一号俸から百二十九号俸まで
一等空曹	
二等陸曹	
二等海曹	一号俸から百十三号俸まで
二等空曹	
三等陸曹	
三等海曹	一号俸から七十三号俸まで
三等空曹	
陸士長	
海士長	一号俸から三十三号俸まで
空士長	
一等陸士	
一等海士	一号俸から十三号俸まで
一等空士	
二等陸士	
二等海士	
二等空士	一号俸から九号俸まで

平成二十二年十二月二日印刷

平成二十二年十二月三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A